

新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期優良住宅建築等計画の通知)

第2条 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記様式第1号による通知書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書を添えて行うものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告)

第3条 法第12条の報告は、別記様式第2号による報告書に必要な書類、図面等を添えて行うものとする。

(改善命令)

第4条 法第13条第1項から第3項までの規定による改善の命令は、別記様式第3号による改善命令書により行うものとする。

(長期優良住宅建築等計画等の認定の取消しの通知)

第5条 法第14条第2項の規定による計画の認定の取消しの通知は、別記様式第4号による通知書により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をした者が法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記様式第5号による申出書により市長に申し出るものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の取止め)

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取り止めるときは、別記様式第6号による申出書に当該認定長期優良住宅の認定に係る通知書その他市長

が求める書類を添えて、市長に申し出るものとする。

(長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る計画について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないため同項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、別記様式第7号による通知書によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(地位の承継を承認しない旨の通知)

第9条 市長は、法第10条の承認をしないときは、別記様式第8号による通知書によりその旨を当該地位の承継の承認の申請をした者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第42号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年2月10日規則第2号）

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

附 則（令和4年10月1日規則第41号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

長期優良住宅建築等計画通知書

第 年 月 日
号

(あて先)建築主事

新潟市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出がありましたので、同法第6条第3項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により下記のとおり長期優良住宅建築等計画を通知します。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
変更前の認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請者	住所(法人にあつては所在地)
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
認定に係る住宅の位置	

添付図書 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の申請書(関係図書及び書類を含む。)

別記様式第2号(第3条関係)

認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書

年 月 日

(あて先)新潟市長

住所(法人にあつては所在地)

報告者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定長期優良住宅の 建築 維持保全 について、下記のとおり報告します。
記

認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
完了検査年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 , 地下 階 延べ面積 m ² 住棟総戸数 戸(うち報告に係る戸数 戸)
報告事項の内容	
報告事項の内容について確認した建築士等	()級建築士()登録第 号 住所 氏名 ()級建築士事務所()知事登録第 号 名称 所在地
受付欄(※)	決裁欄(※) 上記のとおり受理してよろしいか。
年 月 日	課長 課長補佐 係長 係員
第 号	
係員	

- 注1 共同住宅等に係る報告にあつては、当該報告に係る住戸の認定年月日及び番号を全て記載することにより、それらの住戸についてまとめて報告することができます。
- 2 認定長期優良住宅の状況が分かる書類、図面、写真等を添付してください。
- 3 ※ 欄は、記入しないでください。

別記様式第3号(第4条関係)

改善命令書

第 年 月 日 号

認定計画実施者

様

新潟市長

印

年 月 日付 第 号で認定をした住宅について、長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第13条第 1 項の規定により、認定長期優良住宅の 建築 維持 保全 に
2 項の規定により、認定長期優良住宅の 譲受人の決定
3 項の規定により、認定長期優良住宅の 管理者等の選任

について、下記のとおり改善に必要な措置を講ずるよう命令します。

記

認定又は変更認定年月日 及び番号	年 月 日 第 号
認定した計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
改善内容	
履行期限	年 月 日

注 履行期限内に改善措置が採られない場合は、認定の取消しの対象となります。
 教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第4号(第5条関係)

認定取消通知書

第 年 月 日
第 号 日

建築主等

様

新潟市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により下記の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定を取り消した計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
認定を取り消した理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第5号(第6条関係)

認定の申請を取り下げる旨の申出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては所在地)

申出者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり認定の申請を取り下げたいので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
申請を取り下げる計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 ・ 地下 階 延べ面積 m ² 住棟総戸数 戸(うち取下対象戸数 戸)
取下げの理由	

注 共同住宅等に係る申出にあつては、同時に申請をした住戸について、まとめて申し出ることができます。

(以下は記入しないでください。)

受付欄	決裁欄 上記のとおり受理してよろしいか。			
年 月 日				
第 号				

別記様式第6号(第7条関係)

住宅の建築等を取り止める旨の申出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては所在地)

申出者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり住宅の 建 築 維持保全 を取り止めたいので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

記

認定又は変更認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
取り止める認定の計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
認定長期優良住宅の属する建築物の概要	造 地上 階 ・ 地下 階 延べ面積 m ² 住棟総戸数 戸(うち取止対象戸数 戸)
取止めの理由	

- 注1 共同住宅等に係る申出にあつては、当該申出に係る住戸の認定年月日及び番号を全て記載することにより、それらの住戸について、まとめて申し出ることができます。
- 2 認定通知書(変更認定を受けた場合にあつては認定通知書及び変更通知書)を添付してください。

(以下は記入しないでください。)

受付欄	決裁欄 上記のとおり受理してよろしいか。		
年 月 日			
第 号			

計画を認定しない旨の通知書

第 年 月 日
号 日

申請者

様

新潟市長

印

年 月 日付で申請のありました計画は、下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に規定する認定基準に適合しないため認定しないこととしましたので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により通知します。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
認定しない計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
認定しない理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第8号(第9条関係)

地位の承継を承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

新潟市長

印

年 月 日付で、申請のありました認定計画実施者の地位の承継は、下記のとおり承認しないこととしましたので、新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により通知します。

記

認定申請又は変更認定申請年月日	年 月 日
承認しない計画	長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画
認定に係る住宅の位置	
承認しない理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。